

共同受付に係る個別審査書類について

つるぎ町における個別審査書類は、次のとおりです。

1, 町内業者

提出を要する個別審査書類はありません。

2, 県内業者（町内業者を除く。）

(1) つるぎ町内に支店、営業所等がある場合は、下記の①及び②を提出して下さい。

- ①県提出の申請書様式第1号（県の受付が分かるものを添付。コピー可）
- ②町税に係る納税証明書（写し可）

(2) 主たる営業所以外に年間委任する場合は、下記の①及び②を提出して下さい。

- ①県提出の申請書様式第1号（県の受付が分かるものを添付。コピー可）
- ②委任状（様式は任意）

※上記の（1）又は（2）に該当しない場合は、提出を要する個別審査書類はありません。

3, 県外業者

(1) つるぎ町内に支店、営業所等がある場合は、下記の①及び②を提出して下さい。

- ①県提出の申請書様式第1号（県の受付が分かるものを添付。コピー可）
- ②町税に係る納税証明書（写し可）

(2) 委任先が県に提出の共通審査書類と異なる場合は、下記の①及び②を提出して下さい。

- ①県提出の申請書様式第1号（県の受付が分かるものを添付。コピー可）
- ②委任状（様式は任意）

※上記の（1）又は（2）に該当しない場合は、提出を要する個別審査書類はありません。

4, 受付期間

県内企業：令和7年1月10日～令和7年1月28日まで

県外企業：令和6年12月23日～令和7年1月28日まで

（持参の場合は、土日祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで。）

※追加受付分については、県と同じです。

5, 提出方法

郵送又は持参でも受付いたしますが、できる限り提出書類を PDF ファイルに変換したものを添付し、下記アドレスへ送付してください。

【提出先及び問い合わせ先】

〒779-4195

徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1の3

つるぎ町役場 管理防災課 TEL：0883-62-3111

E-mail：nyusatsu(☆)tsurugi.i-tokushima.jp

※（☆）は@に置き換えて下さい。